

# 伊仙町小規模校入学（転学）特別認可制度

## I 伊仙町小規模校入学（転学）特別認可制度について

### 1 小規模校入学（転学）特別認可校制度（以下「特認制度」）の趣旨と目的

豊かな自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、個を生かした学習指導，異年齢集団による学校行事や諸活動を通じて学ぶ楽しさ，心身の健康増進，豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童生徒に，一定の条件を付して特別に入学・転学を認めると同時に，学校及び過疎地域の活性化を図ろうとするものです。伊仙町では，令和4年度からスタートしました。

### 2 特認校入学（転学）の考え方

児童が入学する学校の指定については，教育委員会が定めた通学区域により学校を指定しますが，特認制度は，保護者が上記の趣旨に従い，真に小規模校の有する特性の中で教育を受けさせたいという場合に限り，指定を変更して入学・転学を認めることとなります。

なお，特認校への入学・転学を認めるに当たっては，別に定める入学・転学の要件を保護者に十分理解していただく必要があります。

## II 入学・転学の要件

### 1 申込み手続き

- 保護者は，まず本来通学すべき学校（校長先生または教頭先生）に連絡・相談してください。
- その後，入学（転学）申請書を，学校を通して教育委員会総務課に提出していただきます。
- 後日，申請が制度の趣旨に沿ったものであるか，入学・転学が適当であるかどうかを面談のうえ判断しますので，保護者は児童を同伴して伊仙町教育委員会においていただくこととなります。

### 2 通学上の条件

自宅からの通学（保護者の送迎が必要。町のバスの利用も可。）ができる児童とします。ただし，保護者の責任により，児童の住所はそのまま，祖父母等の家から通学することも認めます。

### 3 入学・転学の期間

入学・転学は，原則として，年度当初から1年間です。継続する場合も，毎年，年度末に更新手続きをしていただくこととなります。

## III 募集要領

### 1 募集期間等

募集期間は，毎年，前年度の11月1日から3月上旬までです。

期間中に，本来通学すべき学校または伊仙町教育委員会に申し出てください。

### 2 学校見学等

学校の見学・参観を希望の方は，事前に希望する学校へお問い合わせください。

## IV 特認校として指定する学校

馬根小学校

## V 特認校への入学・転学が認められる学校

伊仙小学校，面縄小学校，犬田布小学校

（徳之島町，天城町の児童で入学・転学を希望する場合は，まずお住まいの町の教育委員会に相談してください。その後，両町の教育委員会で協議して入学・転学の可否を判断します。）